

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための
ワーキンググループ運営要領

令和 8 年 8 月 7 日
外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための
ワーキンググループ座長決定案

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 ワーキンググループは、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、座長がワーキンググループを公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 2 ワーキンググループにおいて配付された資料は、各ワーキンググループの終了後、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 ワーキンググループにおいては、都度、議事要旨を作成し、各ワーキンググループの終了後、公表する。ただし、上記 1 の観点から、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。